ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の手引き

令和８年度版

【書類の提出先及び問い合わせ先】

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会
ひとり親貸付担当
〒960-8141 福島市渡利字七社宮１１１番地
電話０２４－５７３－８２００

目　次

１　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の概要　・・・・・・・　Ｐ．１

２　入学準備金の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ．３

３　就職準備金の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ．５

４　住宅支援資金の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ．６

５　就職後・返還猶予の手続き（訓練促進資金）　・・・・・・・・　Ｐ．７

６　就職後の手続き（住宅支援資金）　・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ．８

７　返還の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ．８

８　その他の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ．９

９　手続きに必要な提出書類一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ．１０

１０　資料

（１）　福島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付実施要綱・・　Ｐ．１４

（２）　様式集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ．２３

1　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の概要

【訓練促進資金の概要】
1　高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指す福島県内のひとり親の方に対し、自立を促進するための資金を貸し付けるものです。
2　養成機関の課程を修了し、かつ資格取得した日から１年以内に就職し、福島県内において取得した資格が必要な業務に従事し、５年間引き続き業務に従事した場合は、返還債務の全部を免除するほか、一定の事由に該当する場合は、返還債務の全部又は一部が免除されることがあります。

【住宅支援資金の概要】
1　母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる福島県内の児童扶養手当受給者のひとり親の方に対し、自立を促進するために住宅支援の資金を貸付けるものです。

（1）　実施主体

社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）です。

（2）　貸付対象者

福島県内に住民登録をしている方で、次の要件を満たす方。

① 入学準備金

令和８年４月以降に養成機関に入学し、新規に高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方。

同種の修学のための資金を他から借り受けていない方。

（福島県保健師等修学資金の場合、入学金実費のみ併用可能となります。）

② 就職準備金

高等職業訓練促進給付金の支給を受けて、養成機関の課程を修了し、資格を取得した方。

③ 住宅支援資金

原則として、児童扶養手当を受給し、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方。

（3）　貸付金額

① 入学準備金　　500,000 円以内
② 就職準備金　　200,000 円以内
③ 住宅支援資金　家賃の実費（上限７万円、原則 12 か月の範囲内）

（4）　貸付金の交付

【訓練促進資金】

貸付契約後、一括で指定の口座に振り込みます。

【住宅支援資金】

資金契約後、年４回（５月、８月、１１月、２月）に分け、指定の口座に振り込みます。貸付金は当該月の１５日に送金します。（送金日が金融機関の休業日のときは翌営業日）

※第１回目の交付は、貸付契約後となります。ただし、必要書類の提出状況により貸付金の交付が遅延することがあります。

（５） 貸付利子

① 訓練促進資金は、保証人を立てる場合は、貸付利子は無利子です。
② 訓練促進資金は、保証人を立てない場合は返還債務の履行猶予期間中は無利子ですが、履行猶予期間経過後は年１％の利子を返還金と合わせて納入していただきます。
③ 住宅支援資金の貸付利子は、無利子です。
④ 訓練促進資金及び住宅支援資金において、返還が開始され、定められた日までに返還されない場合は、返還すべき額につき年３％の延滞利子を返還金と合わせて納入していただきます。

（６）返還免除要件

【訓練促進資金】

養成機関の課程を修了して１年以内に就職し、かつ、県内において、取得した資格が必要な業務に５年間引き続き従事したときは、貸付金額が全額返還免除となります。

【住宅支援資金】

貸付を受けた日から１年以内に就職又はプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、１年間引き続き就業を継続したときは、貸付金額が全額返還免除となります。

２　入学準備金の手続き

（１）貸付申請・決定時の手続き

貸付けを希望される方は、市に居住する方は当該市の高等職業訓練促進給付金担当課に、町村に居住する方は福島県児童家庭課に貸付申請書及びその他関係書類を添付して提出してください。なお、上記担当課へ事前にご相談されてから提出してください。また、当貸付と併用できない他制度の貸付等がありますので、併せて担当課にご相談ください。

入学準備金の貸付申請

①　提出書類

- □　貸付申請書（様式１－１）
- □　世帯全員の記載のある住民票謄本（発行後３か月以内）
- □　高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書の写し
- □　養成機関の入学・在学を証明する書類
  （合格決定通知の写し、在学証明書の写し）
- □　連帯保証人の直近の年間収入を証明する書類
  （源泉徴収票の写し又は市町村課税証明書）
  ※一定の職業を持ち、独立の生計を営んでいる方。
  同一生計の方は、原則として認められません。
- □　その他県社協会長が必要と認める書類

↓

貸付の審査

②　県社協で審査し、貸付けの可否を決定します。

③　審査の結果は、**「貸付（承認・不承認）決定通知書」**により、申請者に通知します。

※　なお、貸付決定通知書の写しを、市の高等職業訓練給付金担当課及び県児童家庭課へ送付します。

↓

貸付の決定

④　貸付が決定になった方は、**通知の日から起算して１４日以内に**次の書類を県社協に直接提出してください。

- □　借用証書（様式２－１）
- □　送金口座（申込・変更）申請書（様式３）
- □　通帳のコピー
  （銀行名・支店名・口座番号・名義が記載されている部分）
- □　個人情報の取扱に関する同意書（様式４）
  （借受人、連帯保証人各１部）
- □　印鑑登録証明書（発行後３か月以内）
  （借受人、連帯保証人各１部）

（２）養成機関在学中の手続き

毎年度・４回

① 養成機関に在学中は、出席状況報告書（高等職業訓練促進給付金の報告に使用したものの写し）を**毎年度４回（７月、１０月、１月、４月の各月１４日まで）**県社協に提出してください。
※高等職業訓練促進給付金の支給が終了した場合には、同様の様式で提出してください。

休学、停学、退学、または、復学する場合

② 養成機関を休学、停学、退学または復学したときは、**「貸付要件変更届」**（様式６）を県社協に提出してください。

貸付契約を解除した場合

③ 退学等による理由により、貸付契約を解除した場合は**「返還計画申請書」**（様式１２）を県社協に提出してください。県社協から**「返還通知書」**を交付します。
④貸付けた訓練促進資金は、返還通知書に基づき返還期間内に返還してください。

※　返還が滞った場合は、「連帯保証人」に債務の全額を請求し、返還していただきます。

（３）　養成機関の課程修了・資格取得後の手続き

養成機関課程修了

① 養成機関の課程を修了した場合は、速やかに修了証書等の写し又は**「修了届」**（様式８）を県社協に提出してください。

資格取得

② **「資格取得届」**（様式９）に免許証等の写しを添付し、速やかに提出してください。

※　免許証等の写しが提出期限まで間に合わない場合は、交付され次第速やかに提出すること。

※　就職した後は、「５　就職後・返還猶予の手続き」が必要です。

３　就職準備金の手続き

養成機関の課程を修了し資格を取得した方で、就職準備金の貸付けを希望される方は、就職準備金貸付申請書及びその他関係書類を、福島県社会福祉協議会に提出してください。また、当貸付と併用できない他制度の貸付等がありますので、担当にご相談ください。

就職準備金の

貸付申請

①　提出書類

- □　貸付申請書（様式１－１）
- □　世帯全員の記載ある住民票謄本（発行後３か月以内）
- □　高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書の写し
- □　養成機関の課程を修了したことを証明する書類
  （修了証書の写し又は修了届（様式８））
- □　資格取得を証明する書類
  （資格取得届（様式９）と免許証等の写し）
- □　連帯保証人の直近の年間収入を証明する書類
  （源泉徴収票の写し又は課税証明書）
  ※一定の職業を持ち、独立の生計を営んでいる方。
  同一生計の方は、原則として認められません。
- □　その他県社協会長が必要と認める書類

貸付の審査

②　県社協で審査し、貸付けの可否を決定します。

③　審査の結果は、**「貸付（承認・不承認）決定通知書」**により、申請者に通知します。

貸付の決定

④　貸付が決定になった方は、**通知の日から起算して１４日以内**に次の書類を県社協に直接提出してください。

- □　借用証書（様式２－１）
- □　送金口座（申込・変更）申請書（様式３）
- □　通帳のコピー
  （銀行名・支店名・口座番号・名義が記載されている部分）
- □　個人情報の取扱に関する同意書（様式４）
  （借受人、連帯保証人各１部）
- □　印鑑登録証明書（発行後３か月以内）
  （借受人、連帯保証人各１部）

４　住宅支援資金の手続き

母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方で、住宅支援資金の貸付けを希望される方は、市に居住する方は当該市の高等職業訓練促進給付金担当課に、町村に居住する方は福島県児童家庭課に貸付申請書及びその他関係書類を添付して提出してください。なお、上記担当課へ事前にご相談されてから提出してください。

住宅支援資金の貸付申請

①　提出書類

- □　貸付申請書（様式１－２）
- □　世帯全員の記載ある住民票謄本（発行後３か月以内）
- □　母子・父子自立支援プログラム策定機関の意見書（様式１４）
- □　住居費（家賃）の金額を証明する書類
- □　住居確保給付金支給決定通知書の写し（該当者のみ）
- □　連帯保証人の直近の年間収入を証明する書類
  （源泉徴収票の写し又は課税証明書）
  ※一定の職業を持ち、独立の生計を営んでいる方。
  同一生計の方は、原則として認められません。
- □　その他県社協会長が必要と認める書類

貸付の審査

②　県社協で審査し、貸付けの可否を決定します。

③　審査の結果は、**「貸付（承認・不承認）決定通知書」**により、申請者に通知します。

※　なお、貸付決定通知書の写しを、市の高等職業訓練給付金担当課及び県児童家庭課へ送付します。

貸付の決定

④　貸付が決定になった方は、**通知の日から起算して１４日以内**に次の書類を県社協に直接提出してください。

- □　借用証書（様式２－２）
- □　送金口座（申込・変更）申請書（様式３）
- □　通帳のコピー
  （銀行名・支店名・口座番号・名義が記載されている部分）
- □　個人情報の取扱に関する同意書（様式４）
  （借受人、連帯保証人各１部）
- □　印鑑登録証明書（発行後３か月以内）
  （借受人、連帯保証人各１部）

５　就職後・返還猶予の手続き（訓練促進資金）

養成機関の課程を修了して、かつ、資格を取得した日から１年以内に就職し、福島県内において、取得した資格が必要な業務に従事し、５年間引き続き業務に従事したときは、その業務の従事期間中は、訓練促進資金の返還が猶予され、貸し付けた訓練促進資金を免除することができます。

（※上記に該当しない場合は、原則として貸し付けた訓練促進資金を全額返還していただきます。）

就職

返還猶予申請

① 提出書類

- □　届出事項変更届（様式５）
- □　現況報告書（様式１０）
- □　返還猶予申請書（様式１３）

↓

返還猶予決定

② 県社協は審査を行い、その結果は「返還猶予申請結果通知書」により、申請者に通知します。

↓

毎年度　４月

③ 返還猶予期間中は**毎年度４月１日現在の状況について４月１４日までに「現況報告書」**（様式１０）を県社協に提出してください。
休職、退職等になった場合は、返還を開始していただきます。
（猶予できる場合もありますのでご相談ください。）

↓

返還免除申請

④ ５年間引き続き業務に従事した後、**「返還免除申請書」**（様式１１－１）に、返還免除申請時の業務従事先における**「現況報告書」**（様式１０）を添えて県社協に提出してください。

↓

返還免除決定

⑤ 返還免除が決定した後、お預かりしている**「借用証書」**（様式２－１）をお返しします。

６　就職後の手続き（住宅支援資金）

貸付けを受けた日から１年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、１年間引き続き就業を継続したときは貸し付けた住宅支援資金を免除することができます。

（※上記に該当しない場合は、原則として貸し付けた住宅支援資金を全額返還していただきます。）

就職

① 提出書類

□　届出事項変更届（様式５）

□　現況報告書（様式１０）

返還免除申請

② １年間就業を継続した後、**「返還免除申請書」**（様式１１－２）に、返還免除申請時の業務従事先における**「現況報告書」**（様式１０）を添えて県社協に提出してください。

返還免除決定

③ 返還免除が決定した後、お預かりしている**「借用証書」**（様式２－２）をお返しします。

７　返還の手続き

訓練促進資金の借受人が養成機関の課程を修了し、かつ、資格を取得したときから１年以内に就職しなかった場合、貸付契約が解除された場合、虚偽その他不正な方法により、訓練促進資金の貸付を受けたことが明らかになった場合などは、貸し付けた訓練促進資金を全部（一部免除された場合はその金額を除く）返還していただくことになります。

住宅支援資金の借受人が貸付けを受けた日から１年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、１年間引き続き就業を継続しなかった場合、貸付契約が解除された場合、虚偽その他不正な方法により、住宅支援資金の貸付を受けたことが明らかになった場合などは、貸し付けた住宅支援資金を全部返還していただくことになります。

なお、手続きは次のようになります。

※ 返還は、５年を限度として均等払いにより返還していただきますようお願いします。

返還計画申請

貸付金の返還

返還完了

① 返還となる事由が発生した場合は、その１４日以内に**「返還計画申請書」**（様式１２）を県社協に提出してください。
その後、県社協から**「返還通知書」**及び**「預金口座振替依頼書」**を送付し、返還方法について通知します。なお、上記通知が届き次第**「預金口座振替依頼書」**に必要事項記入のうえ、速やかに県社協へ返送してください。

※連帯保証人とも返還通知書の内容を確認しておいてください。

② **「返還通知書」**に記載された返済計画により、直ちに返還していただきます。

③ 返還金は、**「預金口座振替依頼書」**により指定のあった金融機関の口座から自動引落により返還していただきます。

④ **納付指定日を過ぎた場合は、返還すべき額に年３％の延滞利子を加算します。**

⑤ 返還が完了した場合は、県社協がお預かりしている**「借用証書」**（様式２－１又は２－２）をお返しします。

８　その他の手続き

住所、氏名、勤務先等を変更した場合（届出内容に変更があった場合）

① 借受人、または連帯保証人に住所等の変更があった場合は、その都度**「届出事項変更届」**（様式５）を直ちに県社協に提出してください。

② 借受人が、勤務先を変更した場合、または転職した場合など届出事項に変更があった都度、**「届出事項変更届」**（様式５）と**「現況報告書」**（様式１０）を直ちに県社協に提出してください。

③ 送金口座を変更する場合は、**「送金口座（申込・変更）申請書」**（様式３）を県社協に提出してください。

９　手続きに必要な提出書類一覧

（１） 入学準備金（養成機関在学中・課程修了・資格取得）

事項	書類	様式	備考
毎年度４回【全員必須】	出席状況報告書の写し		高等職業訓練促進給付金の報告に使用した書類の写しを提出してください。
養成機関の課程を修了したとき	修了届	様式　８	修了証書の写しでも可
資格を取得したとき	資格取得届	様式　９	免許証等の写しを添付してください。
養成機関を休学、停学、退学、復学したとき	貸付要件変更届	様式　６	
訓練促進資金の貸付を辞退するとき	貸付辞退届	様式　７	
借受人及び連帯保証人の氏名・住所等その他の重要な事項に変更があったとき	届出事項変更届	様式　５	
借受人及び連帯保証人が死亡したとき	届出事項変更届	様式　５	死亡したときは除籍証明書又は死亡診断書の写しを添付してください。
	返還計画申請書	様式　１２	借受人が死亡したときは、連帯保証人等により返還していただきます。
借受人が修学に堪えがたい程度の心身の故障を生じたとき	現況報告書	様式　１０	事実を証する書類を添付してください。
返金口座を変更するとき	送金口座（申込・変更）申請書	様式　３	

※就職した後は、「（２）就職準備金」と同様の書類の提出が必要です。

（２）就職準備金

事項	提出書類	様式	備考
毎年４月１日 【全員必須】	現況報告書	様式　１０	毎年４月１４日まで県社協に提出してください。
養成機関の課程を修了し、かつ資格取得した日から１年以内に就職し、県内において、取得した資格が必要な業務に従事したとき	現況報告書	様式　１０	就業先より証明していただきます。
	返還猶予申請書	様式　１３	
勤務先を変更したとき	届出事項変更届	様式　５	
	現況報告書	様式　１０	就業先より証明していただきます。
養成機関の課程を修了し、かつ資格取得した日から１年以内に取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき	返還計画申請書	様式　１２	
災害、病気、負傷、その他やむを得ない事由により就業できないとき	現況報告書	様式　１０	就業先より証明していただきます。
	返還猶予申請書	様式　１３	医師の診断書、罹災証明書等を添付してください。
退職、休職したとき	現況報告書	様式　１０	就業先より証明していただきます。
再就職したとき	届出事項変更届	様式　５	
	現況報告書	様式　１０	就業先より証明していただきます。
	返還猶予申請書	様式　１３	
養成機関を修了し、かつ資格取得した日から１年以内に就職し、引き続き５年間業務に従事したとき	現況報告書	様式　１０	就業先より証明していただきます。
	返還免除申請書	様式１１－１	

事項	提出書類	様式	備考
借受人及び連帯保証人の氏名、住所、その他の重要な事項に変更があったとき	届出事項変更届	様式　５	
借受人及び連帯保証人が死亡したとき	届出事項変更届	様式　５	死亡したときは除籍証明書又は死亡診断書の写しを添付してください。
	返還計画申請書	様式　１２	借受人が死亡したときは、連帯保証人等により返還していただきます。
借受人が業務に堪えがたい程度の心身の故障を生じたとき	現況報告書	様式　１０	事実を証明する書類を添付してください。
送金口座を変更するとき	送金口座（申込・変更）申請書	様式　３	

（3）住宅支援資金

事項	提出書類	様式	備考
貸付けを受けた日から１年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をしたとき	現況報告書	様式　１０	就業先より証明していただきます。
勤務先を変更したとき	届出事項変更届	様式　５	
	現況報告書	様式　１０	就業先より証明していただきます。
貸付けを受けた日から１年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をしなかったとき	返還計画申請書	様式　１２	

事項	提出書類	様式	備考
災害、病気、負傷、その他やむを得ない事由により就業できないとき	現況報告書	様式　１０	就業先より証明していただきます。
	返還猶予申請書	様式　１３	医師の診断書、罹災証明書等を添付してください。
退職、休職したとき	現況報告書	様式　１０	就業先より証明していただきます。
再就職したとき	届出事項変更届	様式　５	
	現況報告書	様式　１０	就業先より証明していただきます。
貸付けを受けた日から１年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、１年間引き続き就業を継続したとき	現況報告書	様式　１０	就業先より証明していただきます。
	返還免除申請書	様式１１－２	
借受人及び連帯保証人の氏名、住所、その他の重要な事項に変更があったとき	届出事項変更届	様式　５	
借受人及び連帯保証人が死亡したとき	届出事項変更届	様式　５	死亡したときは除籍証明書又は死亡診断書の写しを添付してください。
	返還計画申請書	様式　１２	借受人が死亡したときは、連帯保証人等により返還していただきます。
借受人が業務に堪えがたい程度の心身の故障を生じたとき	現況報告書	様式　１０	事実を証明する書類を添付してください。
送金口座を変更するとき	送金口座（申込・変更）申請書	様式　３	

１０　資料

（１）福島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付実施要綱

（目　的）

第１　この実施要綱は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」（平成２８年３月７日付け厚生労働省発雇児 0307 第８号厚生労働事務次官通知）の別紙に定める「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱」及び「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について」（平成２８年３月７日付け雇児発 0307 第８号　厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、適正な貸付業務に資するために必要な事項を定める。

（実施主体）

第２　福島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）及び住宅支援資金の貸付けは、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う。

２　県社協は、資金の貸付事務を処理するにあたり、福島県から必要な指導・助言を受けるとともに、緊密な連携を図る。

（貸付対象者）

第３　訓練促進資金の貸付対象者は、福島県又は福島県内各市が実施する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号。以下「法」という。）第 31 条第２号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第 31 条の 10 において準用する法第 31 条第２号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者であり、かつ、福島県内に住民登録をしている者であって、養成機関の課程を修了後、福島県内において第 12 第１項(1)に規定する業務に従事しようとする者とする。

２　住宅支援資金の貸付対象者は、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準の場合を含む）であって、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成 26 年９月 30 日雇児発 0930 第４号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者とする。なお、所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても１年以内の者については対象とする。

（貸付の種類及び貸付額）

第４　訓練促進資金

(1)　訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金、及び養成機関の課程を修了し資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。

(2)　貸付額は、入学準備金については 500,000 円以内とし、就職準備金について

は 200,000 円以内とする。

２　住宅支援資金

(1)　住宅支援資金は、プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住居費支援として 12 か月の範囲内で貸し付ける。

(2)　貸付額は、入居している住宅の家賃の実費（上限７万円）とする。

（貸付方法及び利子）

第５　訓練促進資金及び住宅支援資金は、県社協会長と第３による貸付対象者との契約により貸し付ける。

２　訓練促進資金の貸付利子は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、返還債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年１パーセントとする。

３　住宅支援資金の利子は、無利子とする。

（連帯保証人）

第６　保証人は、訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けを受けた者と連帯して返還の債務を負担するものとし、その保証債務は、第 17 の規定による延滞利子を包含する。

ただし、訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けを受けようとする者が、未成年である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

２　貸付けを受けた者は、連帯保証人の住所又は連絡先、勤務先などの届出事項に変更がある場合は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借受人等届出事項変更届（様式５）を県社協会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（貸付の申請）

第７　第４第１項に規定する訓練促進資金のうち、入学準備金の貸付けを申請しようとする者は、市に居住する者にあっては当該市長（以下「市長」という。）に、また、町村に居住する者にあっては福島県知事（以下「知事」という。）に次の書類を提出する。なお、貸付けを申請しようとする者は、市長又は知事へ事前に相談する。

(1)　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（様式１－１）

(2)　世帯全員の記載のある住民票謄本

(3)　高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書の写し

(4)　養成機関の入学・在学を証明する書類（合格決定通知の写し、在学証明書の写し等）

(5)　連帯保証人の直近の年間収入を証明する書類（源泉徴収票の写し又は課税証明書）

(6)　その他県社協会長が必要と認める書類

２　第４第１項に規定する訓練促進資金のうち、就職準備金の貸付けを申請しようとする者は、県社協会長へ次の書類を提出する。

(1)　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（様式１－１）

(2)　世帯全員の記載のある住民票謄本

(3)　高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書の写し
(4)　養成機関の課程を修了したことを証明する書類（修了証書等の写し又は様式８）
(5)　資格を取得したことを証明する書類（様式９と免許証等の写し）
(6)　連帯保証人の直近の年間収入を証明する書類（源泉徴収票の写し又は課税証明書）
(7)　その他県社協会長が必要と認める書類

３　第４第２項に規定する住宅支援資金を申請しようとする者は、市に居住する者にあっては市長に、また、町村に居住する者にあっては知事に次の書類を提出する。
なお、貸付けを申請しようとする者は、市長又は知事へ事前に相談する。
(1)　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（様式１－２）
(2)　世帯全員の記載のある住民票謄本
(3)　母子・父子自立支援プログラム策定機関意見書（様式 14）
(4)　住居費（家賃）の金額を証明する書類
(5)　住居確保給付金支給決定通知書の写し（該当者のみ）
(6)　連帯保証人の直近の年間収入を証明する書類（源泉徴収票の写し又は課税証明書）
(7)　その他県社協会長が必要と認める書類

４　市長及び知事は、第１項、第３項による申請があった場合には、貸付申請書及びその他関係書類の添付状況や記載事項の有無等を審査した後、県社協会長へ送付する。
なお、補正が必要となった場合は、申請者へ補正を求め、補正完了後、県社協会長へ送付する。

５　訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けを受けようとする者が未成年である場合には、法定代理人が同意する旨を記した書類を提出すること。

（審査及び決定）

第８　県社協会長は、申請者から提出があった書類を審査し、貸付けの可否を決定する。

２　県社協会長は、前項による審査の結果をひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付（承認・不承認）決定通知書により、申請者に通知する。

（貸付に係る契約等）

第９　第８により訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けの決定通知を受けた申請者は、決定通知のあった日から起算して 14 日以内に、次の書類を県社協会長に提出する。
(1)　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書（様式２－１又は２－２）
(2)　借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書
(3)　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金送金口座（申込・変更）申請書（様式３）
(4)　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付に伴う個人情報の取扱に関する同意書（様式４）
(5)　その他県社協会長が必要と認める書類

２　前項による期間内に書類の提出がない場合は、訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付を辞退したものとみなす。

（訓練促進資金の交付）

第 10　県社協会長は、第９により書類の提出があったときは、当該貸付決定に係る訓練促進資金を一括交付する。

２　県社協会長は、第９により書類の提出があったときは、当該貸付決定に係る住宅支援資金を四半期ごとに分割交付する。

３　訓練促進資金及び住宅支援資金は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金送金口座（申込・変更）申請書（様式３）により申出があった口座に振込により送金する。

（貸付契約の解除）

第 11　県社協会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が次のいずれかに該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除する。

(1)　高等職業訓練の養成機関を退学したとき。

(2)　養成機関在学中に再婚した場合。

(3)　心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

(4)　休学又は停学の期間が１年を超えるとき。

(5)　訓練促進資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。

(6)　訓練促進資金の貸付の辞退を申し出たとき。

(7)　虚偽その他不正な方法により訓練促進資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。

(8)　死亡したとき。

(9)　その他訓練促進資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

２　県社協会長は、住宅支援資金の借受人が次のいずれかに該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除する。

(1)　住宅支援資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。

(2)　住宅支援資金の貸付の辞退を申し出たとき。

(3)　虚偽その他不正な方法により住宅支援資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。

(4)　死亡したとき。

(5)　その他住宅支援資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（返還債務の免除）

第 12　県社協会長は、借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を免除する。

(1)　養成機関の課程を修了し、かつ資格を取得した日から１年以内に就職し、福島県内において、取得した資格が必要な業務に従事し、５年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期

間には算入しない。）業務に従事したとき。

(2)　借受人が前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2　県社協会長は、借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた訓練促進資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還債務を当該規定に定める範囲内において免除することができる。

(1)　死亡又は障がいにより、貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部。

(2)　長期間所在不明となっている場合等訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、最終返還期限到来後に返還を請求した最初の日から５年以上経過したとき

返還の債務額の全部又は一部。

(3)　前項(1)に規定する業務に従事したとき

返還の債務の額の一部。

3　県社協会長は、借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、住宅支援資金の返還の債務を免除する。

(1)　現に就業していない者が住宅支援資金による貸付けを受けた日から１年以内に就職又は現に就業している者が住宅支援資金による貸付けを受けた日から１年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、１年間引き続き就業（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、当該就業期間には算入しない。）を継続したとき。

(2)　借受人が前号に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

4　県社協会長は、借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付けた住宅支援資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還債務を当該規定に定める範囲内において免除することができる。

(1)　死亡又は障がいにより、貸付けを受けた住宅支援資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部。

(2)　長期間所在不明となっている場合等住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、最終返還期限到来後に返還を請求した最初の日から５年以上経過したとき

返還の債務の額の全部。

5　第２項、第４項については、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

6　災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合、又は国家試験に合格できなかった場合であって、県社協会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、第 12 第 1 項(1)及び第 14 第 1 項(2)に規定する「養成機関の課程を修了し、かつ、資格を取得した日」

を、「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」と読み替える。

（返還債務の免除の申請等）

第 13　借受人は、第 12 に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは法定代理人のほか、連帯保証人、成人にあっては県社協会長が認めた者の代理申請等を認める。

(1)　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書（様式 11-1 又は 11-2）

(2)　現況報告書（様式 10）

2　県社協会長は、前項による免除の申請があったときは、審査のうえ、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請結果通知書により、その結果を申請者に通知する。

（返還）

第 14　借受人が、次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた訓練促進資金を一括又は月賦による均等払（端数が生じる場合には初回の返還金に上乗せする。）により返還しなければならない。

(1)　訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。

(2)　借受人が養成機関の課程を修了し、かつ、資格を取得した日から 1 年以内に第 12 第１項(1)の業務に従事しなかったとき。

(3)　訓練促進資金の貸付けを受けた者が第 12 第１項(1)に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

(4)　業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2　借受人が、次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他のやむを得ない事由がある場合を除く。）には、その規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた住宅支援資金を一括又は月賦による均等払（端数が生じる場合には初回の返還金に上乗せする。）により返還しなければならない。

(1)　住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。

(2)　貸付終了後１年が経過したとき。

(3)　死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

3　訓練促進資金及び住宅支援資金の返還は、第１項、第２項のその規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、５年を上限として返還しなければならない。

4　虚偽その他不正な方法により訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けを受けたことが明らかになったときは、借受人は、貸付けを受けた訓練促進資金又は住宅支援資金を県社協会長が指定する期日までに一括返還しなければならない。

5　訓練促進資金又は住宅支援資金の返還期間中に虚偽その他不正な方法により訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けを受けたことが明らかになったときは、借受人は期限の利益を喪失し、直ちに返還残額を一括して返還しなければならない。

6　借受人が第 1 項、第２項に該当するに至ったときは、その日から 14 日以内にひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画申請書（様式 12）を県社協会長に提出しなければならない。

7　県社協会長は、前項の返還計画に基づき、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還通知書により当該借受人及び連帯保証人に通知する。

（返還債務の履行猶予）

第 15　県社協会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合には、その掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還を猶予する。

(1)　訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。

(2)　当該養成機関の課程を修了後さらに他種の養成機関において修学しているとき。

2　県社協会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合には、その掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できる。

(1)　第 12 第１項(1)に規定する業務に従事しているとき。

(2)　災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

3　県社協会長は、借受人が次のいずれかに該当する場合には、その掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない住宅支援資金の返還の債務の履行を猶予できる。

(1)　第 12 第３項(1)に定める就業期間中であるとき。

(2)　災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

（返還猶予の申請等）

第 16　借受人は、第 15 に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは法定代理人のほか、連帯保証人、成人にあっては県社協会長が認めた者の代理申請等を認める。

(1)　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書（様式 13）

(2)　やむを得ない事由が確認できる書類

2　県社協会長は、前項による猶予の申請があったときは、審査のうえ、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請結果通知書により、その結果を申請者に通知する。

（延滞利子）

第 17　県社協会長は、借受人が正当な理由がなく訓練促進資金又は住宅支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年３パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

（届出義務）

第 18　借受人は、訓練促進資金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われ

る期間、次に掲げる事由が発生したときは、その旨を直ちに県社協会長に届け出なければならない。

(1)　訓練促進資金の送金口座を変更するとき。(様式３)

(2)　氏名、住所、連絡先、その他の重要な事項に変更があったとき。(様式５)

(3)　退職又は休職したとき。(様式 10)

(4)　修学や業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。(様式 10)

(5)　高等職業訓練促進給付金の支給を取り消されたとき又は養成機関を休学、停学、退学、復学したとき。(様式６)

(6)　養成機関の課程を修了したとき。(修了証書等の写し又は様式８)

(7)　資格を取得したとき。(様式９と免許証等の写し)

(8)　就職したとき。(様式 10)

(9)　勤務先を変更したとき。(様式５及び様式 10)

(10) 訓練促進資金の貸付を辞退するとき。(様式７)

(11) 連帯保証人の氏名・住所・勤務先、その他の重要な事項に変更があったとき。(様式５)

２　借受人は、訓練促進資金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われるまでの期間、次の(1)については毎年度７月、10 月、１月、４月の４回、それぞれ当該月の 14 日までに、また、(2)については毎年度４月１日現在の状況について、４月 14 日までに、県社協会長に提出しなければならない。

(1)　養成機関に在学中は出席状況報告書（高等職業訓練促進給付金の報告に使用したものの写し)

(2)　養成機関を卒業した後は現況報告書（様式 10)

３　借受人は、住宅支援資金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われる期間、次に掲げる事由が発生したときは、その旨を直ちに県社協会長に届け出なければならない。

(1)　住宅支援資金の送金口座を変更するとき。(様式３)

(2)　氏名、住所、連絡先、その他の重要な事項に変更があったとき。(様式５)

(3)　退職又は休職したとき。(様式 10)

(4)　業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。(様式 10)

(5)　就職したとき。(様式 10)

(6)　勤務先を変更したとき。(様式５及び様式 10)

(7)　住宅支援資金の貸付を辞退するとき。(様式７)

(8)　連帯保証人の氏名・住所・勤務先、その他の重要な事項に変更があったとき。(様式５)

４　借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人はひとり親家庭高等職業訓練促進資金借受人等届出事項変更届（様式５）に事実を証明する書類を添えて直ちに県社協会長に届け出なければならない。

（その他）

第 19　県社協会長は、第 18 に定める書類のほか、借受人及び連帯保証人に対し、訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができるものとし、借受人及び連帯保証人はこれに応じなけれ

ばならない。
2　借受人は、居住する自治体のひとり親家庭支援担当課、福島県保健福祉事務所、福島県母子家庭等就業・自立支援センター等による就職支援、生活支援等により、経済的、社会的な自立を図り、安定した生活を継続できるよう努めなければならない。
3　この要綱に定めるものを除くほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附　則
1　この要綱は、平成２８年１０月３日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。
2　訓練促進資金の貸付については、第３の規定に加え、平成２８年１月２０日以降に高等職業訓練促進給付金を受けていた者で養成機関を修了する者、養成機関で修業を開始し、高等職業訓練促進給付金を受給する者を対象とする。

附　則
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
ただし、従前の実施要綱による借受人については、従前の実施要綱によるものとする。

附　則
この要綱は、令和４年６月１６日から施行し、令和４年４月１日から適用する。
ただし、従前の実施要綱による借受人については、従前の実施要綱によるものとする。

附　則
この要綱は、令和７年４月１日から施行し、令和６年８月１日から適用する。
ただし、従前の実施要綱による借受人については、従前の実施要綱によるものとする。

附　則
この要綱は、令和７年８月２７日から施行し、令和７年４月１日から適用する。
ただし、従前の実施要綱による借受人については、従前の実施要綱によるものとする。

（２）【様　式　集】

訓練促進資金の貸付に関する以下の書類は次ページ以降にありますので、必要なものをコピーしてお使いください。
注）※印のある様式については、本会が発行するものです。

＜様式一覧＞

様式１－１	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（訓練促進資金）
様式１－２	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（住宅支援資金）
※様式２－１	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書（訓練促進資金）
※様式２－２	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書（住宅支援資金）
様式３	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金送金口座（申込・変更）申請書
※様式４	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付に伴う個人情報の取扱に関する同意書
様式５	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借受人等届出事項変更届
様式６	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付要件変更届
様式７	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付辞退届
様式８	修了届
様式９	資格取得届
様式 10	現況報告書
様式 11－1	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書(訓練促進資金)
様式 11－2	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書(住宅支援資金)
様式 12	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画申請書
様式 13	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書
様式 14	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付（住宅支援資金）借入申込に関する母子・父子自立支援プログラム策定機関意見書

（様式１－１）

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（訓練促進資金）

年　　月　　日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長　　様

福島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付実施要綱の規定により、資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

<table>
<tr><td>※借受人番号</td><td></td><td>フリガナ
申請者氏名</td><td colspan="2">㊞</td></tr>
<tr><td>生年月日・性別</td><td colspan="4">年　　月　　日生　（満　　歳）　男　・　女</td></tr>
<tr><td>現　住　所</td><td colspan="4">〒　　－</td></tr>
<tr><td>メールアドレス</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>電　　話</td><td colspan="2">自宅</td><td colspan="2">携帯電話</td></tr>
<tr><td rowspan="4">貸付種類
申請金額</td><td colspan="4">入学準備金　　円</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">所要額内訳</td></tr>
<tr><td colspan="4">就職準備金　　円</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">所要額内訳</td></tr>
<tr><td rowspan="4">高等職業訓練</td><td>養成機関名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>受講課程等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>修学期間</td><td colspan="3">年　月　日 ～　　年　月　日</td></tr>
<tr><td>修業に係る資格名</td><td colspan="3">看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・
作業療法士・准看護師・歯科衛生士・美容師・
社会福祉士・製菓衛生師・調理師等
［就職準備金申請者は資格取得年月日を記入
年　月　日］</td></tr>
<tr><td colspan="2">他貸付･給付の有無</td><td>有・無</td><td colspan="2">有の場合は貸付・給付の名称
［　　］
注：保健師等修学資金貸付の申請予定の方は貸付決定後、入学準備金実費のみ申請ください。</td></tr>
</table>

※　印の欄には、記入しないでください。

※　貸付種類は該当する準備金を〇で囲み、その費用の内訳（内容・金額）を記入してください。
　　入学準備金の例：入学金、交通費、授業料、被服費、教材費、施設費、学用品　など
　　就職準備金の例：転居費用、礼金、仲介手数料、被服費、通勤用自転車　など

※　修業に係る資格名は該当する資格名を〇で囲んでください。

※　入学準備金の貸付を申請する方は、当該市の高等職業訓練給付金担当課に、町村に居住する方は福島県児童家庭課へ貸付申請書及び関係書類を提出してください。

※　就職準備金の貸付を申請する方は、直接県社協へ貸付申請書及び関係書類を提出してください。

連　帯　保　証　人　（予　定　者）

フリガナ 氏　　名		性　　別	男　・　女
		生年月日	年　月　日生 （満　　歳）
現　住　所	〒　－	扶養家族	人
		申込者との関係	
電話番号	自宅	携帯電話	
勤務先名称			
勤務先住所	〒　－		
勤務先電話番号		勤務年数	年
職　　種		年収（税込）	円
雇用形態	正規職員・　非正規職員　・　パート　・　その他（　　）		

【備考】　添付する書類

１　世帯全員の記載のある住民票謄本（発行後３か月以内）

２　高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書の写し

３　入学準備金を申請する場合は、養成機関の入学・在学を証明する書類（合格決定通知の写し、在学証明書の写し等）

４　就職準備金を申請する場合は、養成機関を修了並びに資格を取得したことを証明する書類（修了証書等の写し又は様式８）（様式９と免許証等の写し）

５　連帯保証人の直近の年間収入を証明する書類
（源泉徴収票の写し又は課税証明書）

６　その他県社協会長が必要と認める書類

※　提出された書類は返還いたしませんので、予めご了承ください。

（様式１－２）

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（住宅支援資金）

年　　月　　日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長　　様

福島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付実施要綱の規定により、資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

<table>
<tr><td>※借受人番号</td><td></td><td>フリガナ
申請者氏名</td><td colspan="2">㊞</td></tr>
<tr><td>生年月日・性別</td><td colspan="4">年　　月　　日生　（満　　歳）　男　・　女</td></tr>
<tr><td>現　住　所</td><td colspan="4">〒　　－</td></tr>
<tr><td>メールアドレス</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>電　　話</td><td colspan="2">自宅</td><td colspan="2">携帯電話</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住宅支援金
申請金額</td><td colspan="4">円（月額　　円×　　か月）
※月額 70,000 円以内</td></tr>
<tr><td colspan="4">現住所の１か月の家賃（実費）　　円</td></tr>
<tr><td colspan="4">借用希望期間
年　月　日　～　　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">他貸付･給付の有無</td><td>有・無</td><td colspan="2">有の場合は貸付・給付の名称
［　　］</td></tr>
</table>

※　印の欄には、記入しないでください。
※　貸付を申請する方は、福島県児童家庭課へ貸付申請書及び関係書類を提出してください。

連　帯　保　証　人　（予　定　者）

フ　リ　ガ　ナ 氏　　名		性　　別	男　・　女
		生年月日	年　月　日生 （満　　歳）
現　住　所	〒　　－	扶養家族	人
		申込者との関係	
電　話　番　号	自宅	携帯電話	
勤務先名称			
勤務先住所	〒　　－		
勤務先電話番号		勤務年数	年
職　　種		年収（税込）	円
雇　用　形　態	正規職員・　非正規職員　・　パート　・　その他（　　）		

【備考】　添付する書類

１　世帯全員の記載のある住民票謄本（発行後３か月以内）

２　母子・父子自立支援プログラム策定機関意見書（様式 14）

３　住居費（家賃）の金額を証明する書類

４　住居確保給付金支給決定通知書の写し（該当者のみ）

５　連帯保証人の直近の年間収入を証明する書類
（源泉徴収票の写し又は課税証明書）

６　その他県社協会長が必要と認める書類

※　提出された書類は返還いたしませんので、予めご了承ください。

収入印紙
400 円

割印

（様式２－１）

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書（訓練促進資金）

年　　月　　日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長　様

私は、訓練促進資金の借受人として、福島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付実施要綱を承知し、資格取得に向けて職業訓練を行うとともに、資格取得後は県内においてその資格が必要な業務に従事することを誓約します。

上記の誓約に反した事項が発生したときは、貸付を受けた訓練促進資金を返還します。

借受人番号			
借受人の住所 （日常の連絡先）	〒　　－	電話	
フリガナ			
氏　名	実印		
貸付種類	入学準備金　・　就職準備金		
貸付金額	円		

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一、借受人が履行しない場合は、その債務の一切を負担し弁済することを確約いたします。

連帯保証人　住　所　〒　　－

氏　名　　実印

【備考】　１　借受人及び連帯保証人は、それぞれ本人が氏名欄に署名してください。
２　連帯保証人は、申請書に記載された方と同一の方となります。
３　借受人・連帯保証人ともに「実印」を押印し、印鑑登録証明書（発行後３か月以内のもの）を添付してください。
４　収入印紙を貼付し、借受人又は連帯保証人の割印を押印してください。

１．この訓練促進資金は、「福島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付実施要綱」に記載された事項を厳守し、使用してください。

２．経済的支援や就業支援、生活支援等の相談については、お住まいの市町村ひとり親施策担当課、または県保健福祉事務所、県母子家庭等就業自立支援センターへご相談ください。

３．貸付金は、指定された金融機関の口座に送金します。

４．借受人は、訓練促進資金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われるまでの期間、次の(1)については毎年度 7 月、10 月、1 月、4 月の 4 回、それぞれ当該月の 14 日までに、また、(2)については毎年度 4 月 1 日現在の状況について、4 月 14 日までに、県社協会長に提出してください。

(1) 養成機関に在学中は出席状況報告書（高等職業訓練促進給付金の報告に使用したものの写し）
(2) 養成機関を卒業した後は現況報告書（様式 10）

５．借受人や連帯保証人に、次の事項が生じたときは直ちに福島県社会福祉協議会長に届け出てください。

(1) 訓練促進資金の送金口座を変更するとき。（様式３）
(2) 氏名、住所、勤務先、その他の重要な事項に変更があったとき。（様式５）
(3) 退職又は休職したとき。（様式 10）
(4) 修学や業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。（様式 10）
(5) 高等職業訓練促進給付金の支給を取り消されたとき又は養成機関を休学、停学、退学したとき。（様式６）
(6) 養成機関の課程を修了したとき。（修了証書等の写し又は様式８）
(7) 資格を取得したとき。（様式９と免許証等の写し）
(8) 就職したとき。（様式 10）
(9) 勤務先を変更したとき。（様式５及び様式 10）
(10) 訓練促進資金の貸付を辞退するとき。（様式７）
(11) 連帯保証人の氏名・住所・勤務先、その他の重要な事項に変更があったとき。（様式５）

６．訓練促進資金は、あなたへの「貸付」です。申込した時の計画に基づき使用してください。

また、次の事項に該当する場合は、貸付けた訓練促進資金を返還していただきます。

(1) 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。
(2) 借受人の貸付けを受けた者が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から１年以内に就職し、福島県内において、取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき。
(3) 貸付けを受けた者が取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき。
(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
(5) 虚偽その他不正な方法により訓練促進資金の貸付を受けたことが明らかになったとき。

７．訓練促進資金を返還していただく場合、正当な理由がなく返還期限までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額の額につき年３％の延滞利子を徴収します。

収入印紙
400円

割印

（様式２－２）

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書（住宅支援資金）

年　　月　　日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長　様

私は、住宅支援資金の借受人として、福島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付実施要綱を承知し、自立に向けて意欲的に取り組み、就労を継続することを誓約します。
上記の誓約に反した事項が発生したときは、貸付を受けた住宅支援資金を返還します。

借受人番号			
借受人の住所 （日常の連絡先）	〒　　－	電話	
フリガナ			
氏　名	実印		
貸付種類	住宅支援資金		
貸付金額	円（月額　　円×　　か月）		
借用期間	年　　月　～　　年　　月		

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一、借受人が履行しない場合は、その債務の一切を負担し弁済することを確約いたします。

連帯保証人　住　所　〒　　－

氏　名　　実印

【備考】　１　借受人及び連帯保証人は、それぞれ本人が氏名欄に署名してください。
２　連帯保証人は、申請書に記載された方と同一の方となります。
３　借受人・連帯保証人ともに「実印」を押印し、印鑑登録証明書（発行後３か月以内のもの）を添付してください。
４　収入印紙を貼付し、借受人又は連帯保証人の割印を押印してください。

１．この住宅支援資金は、「福島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付実施要綱」に記載された事項を厳守し、使用してください。

２．経済的支援や就業支援、生活支援等の相談については、お住まいの市町村ひとり親施策担当課、または県保健福祉事務所、県母子家庭等就業自立支援センターへご相談ください。

３．貸付金は、指定された金融機関の口座に送金します。

４．借受人や連帯保証人に、次の事項が生じたときは直ちに福島県社会福祉協議会長に届け出てください。

(1) 住宅支援資金の送金口座を変更するとき。（様式３）
(2) 氏名、住所、勤務先、その他の重要な事項に変更があったとき。（様式５）
(3) 退職又は休職したとき。（様式 10）
(4) 業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。（様式 10）
(5) 就職したとき。（様式 10）
(6) 勤務先を変更したとき。（様式５及び様式 10）
(7) 住宅支援資金の貸付を辞退するとき。（様式７）
(8) 連帯保証人の氏名・住所・勤務先、その他の重要な事項に変更があったとき。（様式５）

５．住宅支援資金は、あなたへの「貸付」です。申込した時の計画に基づき使用してください。

また、次の事項に該当する場合は、貸付けた住宅支援資金を返還していただきます。

（1）住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。
（2）貸付終了後１年が経過したとき。
（3）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
（4）虚偽その他不正な方法により住宅支援資金の貸付を受けたことが明らかになったとき。

６．住宅支援資金を返還していただく場合、正当な理由がなく返還期限までに返還しなかった場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額の額につき年３％の延滞利子を徴収します。

（様式３）

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
送金口座（申込・変更）申請書

年　　月　　日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長　様

借受人番号		
申出の事由	１:新規　　２:口座の変更　　３:その他（　　）	
住　所	〒　　－	
フリガナ		生年月日
氏　名	㊞	年　月　日（　　歳）

私は、次のとおり訓練促進資金送金口座を（ 申し出 ・ 変更を申し出 ）ます。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関】

振込先	（金融機関等の名称）						（支店名称）			
	口座の種類	１:普通預金　　２:当座預金								
	口座番号（左づめ）									
口座名義	フリガナ									

【ゆうちょ銀行】

振込先	（金融機関等の名称）					（店名称）※漢数字で記入		
	ゆうちょ銀行							店
	口座の種類	１:普通預金（総合口座・通常預金）　　２:貯蓄預金（通常貯蓄預金）						
	口座番号（左づめ）							
口座名義	フリガナ							

【備考】　口座名義は原則借受人名義とする。
通帳のコピー（名称・支店名・口座番号・名義等が記載されている部分）を添付すること。

（様式４）

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付に伴う個人情報の取扱に関する同意書

社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する「福島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金」（訓練促進資金及び住宅支援資金）（以下「訓練促進資金」という。）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年５月 30 日法律第 57 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年 11 月、個人情報保護委員会）に基づいて、「福島県社会福祉協議会個人情報保護規程」及び「福島県社会福祉協議会におけるコンピューター情報システムの運用管理に関する規程」により運用します。

記

１　個人情報の利用目的

訓練促進資金の適正、かつ、円滑な運用を図るため、修業する養成機関の名称、修学する訓練名、在籍状況、資格取得状況、就労状況のほか、所在状況を把握するため、個人情報を取得し、利用します。

２　個人情報の利用

訓練促進資金に係る事務を掌るため、上記１の範囲内で県社協の担当職員が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲内において、第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

⑴　市区町村行政等の機関

居住地等の事実確認のために、借受人等の情報について居住地の市区町村へ提供・照会することがあります。また、転居した場合の事実確認などのため、転入出先の市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。

⑵　各種金融機関

訓練促進資金の交付に関する払込み、訓練促進資金の返還に伴う口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行います。

⑶　その他関係機関

福島県ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給状況確認のために福島県、及び市に住所を有する場合には当該市に情報提供し、または、情報の提供を受けます。

また、修業している（予定を含む）養成機関、就業先（予定を含む）、及び、自立支援プログラム策定機関に対して、事実確認のために情報を提供し、または情報の提供を受けます。

３　利用目的外の利用の制限

本事業を通して収集した個人情報については、上記２による場合を除き、あらかじめ本人の同意なく第三者への提供は行いません。なお、借受人相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。

ただし、下記の例による場合など、県社協規程に基づく場合に限り、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者へ個人情報を提供することがあります。

⑴　法令又は条例の規定に基づく場合。

⑵　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合。

⑶　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事を遂行する
ことにより、その事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

4　個人情報の管理

⑴　本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピューターに入力し個人データとして本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい、滅失、毀損のないように努めます。

⑵　個人データを管理する情報システムについては、県社協事務局長をシステム管理者とし、コンピューターを使用する業務およびその業務担当者について管理しています。
　また、コンピューターの保守について委託している業者との間で個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。

⑶　訓練促進資金貸付に関わる個人情報については、訓練促進資金の返還が完了した月が属する年度、又は免除を受けた年度から起算して５年が経過した時点で、破棄又は削除します。

5　保有個人データの開示等

県社協の個人情報保護規程による保有個人データについて、その開示の申し出が書面又は口頭によりされた場合には、身分証明書等により本人であることを確認のうえ、開示をします。

ただし、開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、県社協の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には開示しません。

6　苦情対応窓口

県社協は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときには迅速・適切に対応します。もし、訓練促進資金の貸付について苦情がある場合には、下記の苦情受付担当者までお申し出ください。

（苦情受付担当者）　社会福祉法人福島県社会福祉協議会施設支援課長
（苦情解決責任者）　社会福祉法人福島県社会福祉協議会事務局長
住所　〒960-8141　福島県福島市渡利字七社宮１１１番地
電話　024-573-8200　　FAX　024-521-5663
電子メール　jidou@fukushimakenshakyo.or.jp

【同　意　書】

※申請者及び連帯保証人ともに提出してください。

各項目について理解・同意いただける場合には□内にチェックを入れ、自署・押印してください。

□　私は、本書により貴会における個人情報の取扱いについて理解しました。

□　私は、訓練促進資金の借入に伴い、申請書等の提出書類に記載した個人情報について、本書及び福島県社会福祉協議会の規程に基づいて取り扱われることに同意します。

年　　月　　日

署　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

（様式５）

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借受人等届出事項変更届

年　　月　　日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長　様

借受人番号
氏　　名　　㊞

福島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金に関する届出事項について、変更等があったので下記のとおり届出ます。（以下、該当する変更事項を〇で囲み、該当する欄に記入してください。）

１．借受人の氏名・住所等の変更　　２．連帯保証人の氏名・住所等の変更

	変更前	変更後
氏　　名		
住　　所	〒　　－	〒　　－
電 話 番 号		
勤 務 先 名 称		
勤 務 先 住 所	〒　　－	〒　　－
勤務先電話番号		
勤務先異動年月日		年　　月　　日

３．借受人の死亡　　４．連帯保証人の死亡

氏　　名	
死 亡 年 月 日	年　　月　　日

【備考】添付する書類

・借受人の勤務先の変更については、現況報告書（様式 10）を併せて提出。

・死亡の場合は除籍証明書又は死亡診断書の写し。

（様式６）

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付要件変更届

年　　月　　日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長　様

（届出者）住　所　〒　　－
氏　名　　㊞
電話番号

下記の事項について届出ます。

借受人番号		借受人氏名	
届出理由	１　高等職業訓練促進給付金の支給を取り消されたとき ２　養成機関の休学・停学（１年以内） ３　養成機関の退学 ４　養成機関への復学 ５　その他（理由を以下に記載し、その事実を証明する書類を添付してください。） ［　　］		
休学・停学期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日まで		
退学・復学をした日	年　　月　　日　（退　学・復　学）		
借受人と届出者との関係			
届出事項の発生年月日	年　　月　　日		

【備考】　届出理由１の場合は、高等職業訓練促進給付金等支給決定取消通知書の写しを添付すること。提出理由の２～４の場合は、養成機関の長の証明を受けること。（養成機関の任意様式を添付しても可）

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日
養成機関名称
住所　〒　　－

養成機関長名　　印

（様式７）

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付辞退届

年　　月　　日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長　様

（届出者）住　所　　〒　　－
氏　名　　㊞
電話番号

貸付を受けている福島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金について、貸付を辞退したいので、次のとおり届出ます。

借受人番号		借受人氏名	
辞　退　理　由			
届出事項の 発生年月日	年　　月　　日		

【備考】　辞退理由が確認できる書類を添付すること。

（様式８）

修　了　届

年　月　日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長　様

（借受人）住　所　〒　－

氏　名　㊞

電話番号

養成機関を修了したので届出ます。

借受人番号	卒業年月日	受講課程等
	年　月　日	

【備考】養成機関の長の証明を受けること。（修了証書等の写しを提出しても可）

上記のとおり相違ないことを証明します。

養成機関名称

住所　〒　－

養成機関長名　印

（様式９）

資　格　取　得　届

年　　月　　日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長　様

（借受人）　住　所　　〒　　－

氏　名　　㊞

電話番号

私は、下記の資格を取得したので届出ます。

借受人番号	資格取得年月日	取得資格名称
	年　　月　　日	

【備考】資格取得後、免許証等の写しを添付し、速やかに提出すること。

（様式 10）

現　況　報　告　書

年　　月　　日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長　様

借受人番号	
住所	〒　　－
フリガナ 氏名	㊞

私は、１　就職したので報告します。　　２　退職したので報告します。（離職証明書を添付）
３　休職を報告します。　　４　再就職したので報告します。
５　　年４月１日現在、就業中であることを報告します。
６　　年４月１日現在、求職中であることを報告します。
７　その他（　　年　　月　　日現在、　　を報告します。）

【備考】・上記１～７のうち、該当するものに〇をつけ、空欄に必要事項を記入してください。
・修業や業務に堪えない程度の心身の故障を生じたときなどの場合は、７その他に記入し、その事実を証明する書類を添付してください。

（上記の者の、就業・退社等の事項について、以下のとおり証明をお願いいたします。）

氏名	
勤務先名称	
職種	
雇用形態	正規職員・派遣・契約職員・パート・その他（　　）
勤務時間	午前 午後　　時　　分　から　午前 午後　　時　　分　まで
入・退社年月日	年　　月　　日　　入社・退社
休職状況	年　　月　　日　～　　年　　月　　日　まで
備考（退社理由・休職の状況などを記入）	

当社において、上記のとおり証明します。

年　　月　　日

事業所の所在地　〒　　－

事業所の名称

代表者職氏名　　印

電話番号

【備考】　上記の記載要件を満たせば、事業所が発行する在職証明書の添付でも可。

（様式 11－1）

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書（訓練促進資金）

年　　月　　日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長　様

（申請者）　住　所　〒　　－

氏　名　　㊞

電話番号

貸付を受けた福島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金について、返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td>借受人番号</td><td colspan="2"></td><td>借受人氏名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">借受時養成機関</td><td>名　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3">〒　　－</td></tr>
<tr><td>貸付種類</td><td colspan="4">入学準備金　　・　　就職準備金</td></tr>
<tr><td>貸付金額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td>返還免除申請額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td>申請理由</td><td colspan="4">１　養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から１年以内に就職し、福島県内において、取得した資格が必要な業務に従事し、５年間引き続き業務に従事。
（現況報告書（様式 10）を併せて提出すること。）
２　業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなった。
（除籍証明書、死亡診断書の写し又は診断書等を添付）
３　前記２の事由以外で、死亡又は障がいにより返還することができなくなった。
４　その他（以下に記入してください。その状況が確認できる書類を添付）
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">勤務先及び業務従事状況</td><td colspan="2">勤務先名</td><td colspan="2">業務従事状況</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">年　月　日～　　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">年　月　日～　　年　月　日まで</td></tr>
</table>

（様式 11－2）

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書（住宅支援資金）

年　　月　　日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長　様

（申請者）　住　所　〒　　－

氏　名　　㊞

電話番号

貸付を受けた福島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金について、返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td>借受人番号</td><td colspan="2"></td><td>借受人氏名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">借受時養成機関</td><td>名　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3">〒　　－</td></tr>
<tr><td>貸付種類</td><td colspan="4">住宅支援資金</td></tr>
<tr><td>貸付金額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td>返還免除申請額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td>申請理由</td><td colspan="4">１　現に就職していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から１年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、１年間引き続き就業を継続した。
（現況報告書（様式 10）を併せて提出すること。）
２　業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の傷のため、業務を継続することができなくなった。
（除籍証明書、死亡診断書の写し又は診断書等を添付）
３　前記２の事由以外で、死亡又は障がいにより返還することができなくなった。
４　その他（以下に記入してください。その状況が確認できる書類を添付）
（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">勤務先及び業務従事状況</td><td colspan="2">勤務先名</td><td colspan="2">業務従事状況</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">年　月　日～　　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">年　月　日～　　年　月　日まで</td></tr>
</table>

（様式 12）

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画申請書

年　　月　　日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長　様

（借受人）　住　所　〒　　－

氏　名　　㊞

電話番号

貸付を受けた福島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金について、下記の理由により返還したいので申請します。

借受人番号		借受人氏名	
借用金額	円		
返還金額	円（返還免除額　　円）		
返還方法	１．月賦（　　回払い）　　２．一括		
返還期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日		
返還理由（該当項目に○印を付けてください）	１　貸付契約が解除された。 ２　養成機関の課程を修了し、かつ資格を取得した日から１年以内に就職し、県内において、取得した資格が必要な業務に従事しなかった。 ３　取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなった。 ４　住宅支援資金の貸付終了後１年が経過した。 ５　業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなった。 ６　その他（以下に記載してください） （　　）		
備考			

【備考】

１　返還期間中に、残額を一括返還（一括繰上償還）したい場合は本様式を使用し、一括返還したい月の１か月前までに福島県社会福祉協議会へ提出してください。

２　「返還金額」の欄に一括返還額を記載し、備考欄に「一括繰上償還」と記載してください。

（様式 13）

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書

年　　月　　日

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会長　　様

（申請者）　住　所　〒　　－

氏　名　　㊞

電話番号

貸付を受けた福島県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金について、返還の猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。

借受人番号			借受人氏名	
養成機関	名　　称			
	所在地	〒　　－		
貸付種類	入学準備金　・　就職準備金　・　住宅支援資金			
貸付金額	円			
返還猶予申請額	円			
返還猶予期間	年　月　～　年　月（　年　月間）			
申請理由	１　貸付契約解除後も引き続き当該養成機関に在学している ２　養成機関の課程修了後、さらに他種の養成機関で修学している ３　取得した資格が必要な業務に従事している ４　災害、疾病、負傷の場合 ５　その他やむを得ない事由がある場合（以下に記入してください。） （　　）			
理由発生年月日	年　月　日			

【備考】 添付する書類

- 養成機関に在学中、修学中のときは、在学証明書（任意様式）の写し等
- 就業中のときは現況報告書（様式 10）
- その他申請理由が確認できる書類（罹災証明書、診断書等）

（様式 14）

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付（住宅支援資金）

借入申込に関する

母子・父子自立支援プログラム策定機関意見書

<table>
<tr><td rowspan="2">借入申込者記入欄</td><td>（フリガナ）
借入申請者</td><td></td><td>住所</td><td>〒　　－</td></tr>
<tr><td>借入資金
申込金額</td><td colspan="3">円
（月額　　円×　　か月）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">プログラム策定機関記入欄</td><td>プログラム
策定日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>意見</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">年　　月　　日

社会福祉法人　福島県社会福祉協議会長　　様

母子・父子自立支援プログラム策定機関

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿</td></tr>
</table>